別紙第４号の４書式

第一片

領収済通知書

国庫金　厚生保険

（この通知書は、機械処理されますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。）

年度　年金特別会計　厚生労働省所管　取扱庁番号　取扱庁名

納付目的年月　年　月分

納付期限　年　月　日

納入告知書（納付書）発行年月日　年　月　日

制度コード　届書コード　事務所コード　①　②　③　④　⑤　⑥

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	業務勘定 子ども・子育て拠出金
円	円	円

収納区分　収納月日　出力指示

納付目的　健康保険料　厚生年金保険料　子ども・子育て拠出金　年度　厚生労働省所管　年金特別会計

事業所整理記号	事業所番号

うち証券受領　円

証券受領　全部　一部

合計額　千　百　十　億　千　百　十　万　千　百　十　円

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構○○年金事務所

あて先　歳入徴収官

（所在地）

（住所）

（氏名）　殿

上記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（厚生労働者年金局送付分）

担当課

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

この通知書は、納入告知書（納付書）ですが、機械処理の関係で領収済通知書、領収証書、納入告知書（納付書）の順に綴じてあります。納付の際は切り離さずに納付場所に提出してください。

第二片

告　領収控

国庫金　厚生保険

年度　年金特別会計　厚生労働省所管　取扱庁番号　取扱庁名

納付目的年月　年　月分

納付期限　年　月　日

納入告知書（納付書）発行年月日　年　月　日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	業務勘定 子ども・子育て拠出金
円	円	円

納付目的　健康保険料　厚生年金保険料　子ども・子育て拠出金　年度　厚生労働省所管　年金特別会計

事業所整理記号	事業所番号

うち証券受領　円

証券受領　全部　一部

合計額　千　百　十　億　千　百　十　万　千　百　十　円

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構○○年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第９条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

殿

上記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（収納機関用）

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

第三片

納入告知書　納付書・領収証書

国庫金　厚生保険

年度　年金特別会計　厚生労働省所管　取扱庁番号　取扱庁名

納付目的年月　年　月分

納付期限　年　月　日

右記のとおり納付してください。

年　月　日

健康勘定 健康保険料	厚生年金勘定 厚生年金保険料	業務勘定 子ども・子育て拠出金
円	円	円

納付目的　健康保険料　厚生年金保険料　子ども・子育て拠出金　年度　厚生労働省所管　年金特別会計

事業所整理記号	事業所番号

うち証券受領　円

証券受領　全部　一部

合計額　千　百　十　億　千　百　十　万　千　百　十　円

納付場所　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構○○年金事務所

延滞金の計算方法　期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。（健康保険法第181条、同法附則第９条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条）弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官

殿

上記の合計額を領収しました。

（領収日付等）

（納付者渡し）

翌年度５月１日以降現年度歳入組入

備考

1　用紙の寸法は、各片ともおおむね縦 11 ㎝、横 21 ㎝とすること。

2　別紙第 4 号書式の備考 4 は本書式に準用する。この場合において、別紙第 4 号書式の備考 4 中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。

3　第 1 片領収済通知書の中央上部欄の①欄から⑥欄には、光学式文字読取装置を使用して事務処理をするために必要な項目として、「郡市区（①欄）」、「事業所符号（②欄）」、「納付目的年月分（③欄）」、「調定種別（④欄）」及び「勘定別保険料額の読取りの際の確認に関する事項（⑤欄及び⑥欄）」をアラビア数字で記入すること。

4　納入告知書として使用するときは「納付書」の文字を、納付書として使用するときは「納入告知書」の文字を抹消すること。

5　納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。

6　必要があるときは、本書式による処分についての審査請求等の教示を記載することができる。

7　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。